

水道管路緊急工事等に伴う路面復旧工事単価契約の契約事業者募集案内

1 契約の概要

(1) 単価契約名

水道管路緊急工事等に伴う路面復旧工事単価契約

(2) 対象工事

本契約は、1 工事の工事請負金額が 500 万円未満(税込)の緊急工事を対象とするもので、以下のアからウに掲げるとおりとする。

ア 路面復旧工事

イ 試掘工事

ウ 前記に附帯する工事又は作業

(3) 参加資格

以下の要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

イ 入札、契約に関する法令及び契約規則(平成 19 年横須賀市規則第 22 号)に違反していないこと。

ウ 市内事業者で横須賀市の入札参加資格(工事)の認定があること、もしくは 4 月 1 日までに認定取得予定であること。

エ 横須賀市に登録されている経営事項審査の舗装工事の総合評点(総合評定値)が 300 点以上であること。

オ 令和 5 年度の「水道管路緊急工事等に伴う路面復旧工事単価契約」の請負者で、令和 6 年 1 月 31 日の時点で発注者の工事依頼件数に対して工事受注件数の割合が 7 割に満たない者、又は契約を解除された者は参加できない。

カ 横須賀市指名停止等措置規則に基づく指名停止期間中でないこと。

キ 協同組合等は、経済産業省経済産業政策局長等が交付する官公需適格組合証明書があること。ただし、当該組合員とは同一案件の見積合わせに参加できない。(協同組合等が参加する場合は、官公需適格組合証明書と最新の組合員名簿の写しをファックスで送信すること。FAX 番号 046-828-3839、送信されない場合は見積合わせに参加できない。)

(4) 契約予定者数

5 者

(5) 施行実績(参考)

令和 4 年度の施行実績は、71 件で約 8,733 万円。

令和 5 年度の施行実績は、令和 5 年 12 月末現在、35 件で約 5,171 万円。

なお、これは参考値であり、この契約による発注高を保証するものではない。

(6) 契約期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2 見積合わせの参加申込方法

本契約の見積合わせを希望する者は、(2)の書面に必要事項を記載し、記名押印のうえ、ファックスにより送信して申し込むこと。

なお、「単価契約参加申込書」は、「令和6年度緊急工事等単価契約の参加者募集」のページからダウンロードすること。

※責任者及び担当者の氏名並びに連絡先(電話番号)を記載した場合は、押印を省略することができる。

(1) 申込書提出期間

令和6年2月9日(金)から令和6年2月26日(月)17時まで

(2) 提出書類

単価契約参加申込書

(3) 提出先

横須賀市財務部契約課 FAX番号 046-828-3839

3 参加資格の承認

申込書提出期間内に参加申込みをした者のうち、見積合わせの参加資格がない者には、令和6年2月27日(火)までに電話で連絡する。

なお、連絡のない場合は、見積合わせの参加資格を承認したものとする。

4 質問の方法

質問は、原則としてファックスによる質問書の提出にて行うこととする(FAX番号046-828-3839)。質問の期限は、令和6年2月22日(木)17時までとする。

「質問書の書式」は、「令和6年度緊急工事等単価契約の参加者募集」のページからダウンロードすること。質問の回答は、後日すみやかに質問提出者のみに回答する。

5 見積書の記入及び提出方法

(1) 記入方法

工事費算出表の見積金額(一般諸経費を含み、消費税を除く。)及びくじ番号を指定の見積書に記載すること。

(1封筒に見積書1通のみ、内訳は不要。責任者及び担当者の氏名並びに連絡先(電話番号)を記載した場合は、押印を省略することができる。)

(2) 提出方法

一般書留、簡易書留のいずれかにより郵送すること。

(見積合わせ用封筒の書式で作成した封筒を必ず使用すること。)

(3) 提出先

〒238-8799 横須賀郵便局留 横須賀市役所契約課 行

(4) 提出期限

令和6年3月5日（火）必着

*期日までに見積書が到着しない場合は、参加を辞退したものとみなす。

6 見積合わせの実施

(1) 日時

令和6年3月13日（水）

(2) 場所

横須賀市役所財務部契約課 入札室

(3) 立会い

事業者の負担軽減・効率化の観点から、立会いは不要とする。

(4) 実施結果

見積合わせ結果及び決定した請負比率は、令和6年3月13日（水）16時頃に「横須賀市入札情報ポータルサイト」（工事＜発注情報）で公開する。

7 契約方法

(1) 予定価格以下の金額で見積書を提出した者のうち、最低制限価格率を下回らない範囲で最低価格の見積りをした者と、下記（4）（5）により算出した請負比率で契約を締結する。

(2) 最低制限価格を下回った者及び予定価格を超過した者は、本契約の意思がないものとし、この手続きによる契約の対象外とする。

(3) 5者目の指名対象者が複数の場合は、くじにより決定する。

(4) 見積金額により算出した請負比率を決定する。この比率は、当局で作成した単価表により算出した施工価格に請負比率を乗じて請負工事金額を決定するものである。

(5) 見積合わせにより最低制限価格と同額又は上回り最低価格を提示した者の見積額から請負比率を算出し、本業務の請負比率とする。

請負比率の算出方法は、次のとおり。

$(\text{最低見積金額}) \div (\text{局積算価格}) \times 100 = \text{請負比率}$ （小数点以下四捨五入）

8 最低制限価格

(1) この見積りの予定価格（局積算価格）は、156,000円（税抜）とする。

（内訳）路面復旧 歩車道 AS t=5cm 先行路盤のため路盤作成なし、機械掘削 156,000円

(2) 最低制限価格率は 97%（請負比率）とし、最低制限価格は151,320円（税抜）とする。

（最低制限価格 = 予定価格 × 97%）

9 発注依頼の順番について

依頼の順番は、「くじ」による落札者の決定方法（単価契約）により決定した第1落札者から入札順位の順とする。

10 契約書の受領及び提出

(1) 受領期間

令和6年3月14日(木)9時から令和6年3月21日(木)17時まで(12時から13時及び土曜・日曜・祝日を除く)、水道管路課(逸見総合管理センター1階)にて契約書を配付する。

(2) 提出期間

令和6年3月14日(木)9時から令和6年3月21日(木)17時まで(12時から13時及び土曜・日曜・祝日を除く)、水道管路課(逸見総合管理センター1階)に契約書を提出すること。

なお、令和6年3月21日(木)までに契約書の提出が無い場合は、契約の意思がないものとし、辞退したものとみなす。

11 その他

- (1) 見積合わせに至るまでの過程において、事故が起きた場合や不正な行為があると認められるなど、見積合わせの公正性に疑義が生じた場合は、見積合わせを中止又は延期する。
- (2) 本契約の締結予定者が契約締結までの期間に見積合わせの参加資格を満たさなくなったときは、契約を締結しない。また、その場合は、見積合わせに参加した次順位の者から順次繰り上げることとする。なお、新たな請負者の依頼の順番は、最後尾とする。
- (3) 社会保険等未加入対策について、本契約の締結予定者が「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」の「その他の審査事項(社会性等)」において、以下の3項目の「数値等」欄で確認し、加入義務がある事業者が加入していない場合は、契約を締結しない。
 - ・「雇用保険加入の有無」の「数値等」欄
 - ・「健康保険加入の有無」の「数値等」欄
 - ・「厚生年金保険加入の有無」の「数値等」欄
- (4) 契約締結後、請負者に欠員が生じた場合は、本契約へ参加した次順位の者から順次繰り上げることとする。なお、新たな請負者の依頼の順番は、最後尾とする。
- (5) 横須賀市議会において、令和6年度水道事業会計予算案が否決された場合、本見積合わせの決定結果は無効とし、契約を締結しない。
- (6) しゅん工検査は工事主管課が行い、上下水道局請負工事等成績評定要綱による成績評定は行わない。